

感染症対策と原発事故時の避難、老朽原発の再稼働等に関する 質問・要望書

京都府知事 西脇 隆俊 様

要望事項

1. 感染症対策と原発事故時の避難は両立しません。避難で「3密を避ける」こと等は不可能です。そのため、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている間は、全ての原発の運転を止めるべきと表明し、関電に実行させること。
2. 安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対を表明すること。
同時に、現行の立地自治体最優先の安全協定の枠組みにとどまることなく、老朽炉の再稼働を止めるために最善の方策を検討し実施すること。
3. 大飯原発3号の、亀裂が入った配管のままでの運転再開を認めないこと。
4. 高浜原発3号の蒸気発生器細管を損傷させた「異物」はいまだ見つかりません。これまでのように、「異物」を見つけないまま運転再開しないよう、関電に厳しく伝えること。

日頃より、府民の安全に尽力いただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国内はもとより世界中の人々が命と安全を守ることを最優先にしています。それでも、日本国内だけでも既に1600名を超える方がお亡くなりになっており、PCR検査数もまだまだ不十分な中、今後冬に向けてさらなる感染拡大が心配です。

そのような中、7月30日に「福井エリア地域原子力防災協議会」が開かれ、避難計画の中に感染症対策が盛り込まれました。しかしながら、原発事故での避難は、自然災害での避難よりも広範囲で避難者数も多く、長期に亘る遠方への避難も想定されることから、「3密を避ける」ことや重症者の受け入れ態勢などを考えても、両立できるとは到底考えられません。

一方で関電は、老朽原発の再稼働を目指しています。美浜3号は12月に燃料を装荷し、来年1月に原子炉起動(再稼働)、同2月に営業運転開始。高浜1号は、来年2月に燃料を装荷し、同3月に原子炉起動、同4月に営業運転を開始するという工程です。しかし、老朽炉には特有の経年劣化による安全性や、基準地震動の過小評価による耐震性などについて問題が山積しています。

大飯3号機の一次配管には深刻な亀裂が生じていますが、技術基準を満たさないまま関電は運転再開をしようとしています。このような運転は当然に認められません。

また、関電は高浜3号機の蒸気発生器細管を損傷させた「異物」を、未だに見つかりません。損傷が確認されてから既に半年以上が過ぎています。3号機の「異物」がこのまま見つけれなくても、特重施設工事の終了(今年12月)と共に、4号機のように崩壊しに再稼働させるということは、到底許されることではありません。

関電の原発マネー還流問題は、関電に深く染みついた情報隠蔽等の体質によるものでもあり、危険な原発の運転など認めることはできません。

事前了解の権限を京都府が得るためにも、そしてなにより、府民の安全を守るために、関電に対して一層厳しい姿勢で臨まれるよう強く求めます。

9月1日に避難関西が行った滋賀県への申入れでは、下記のような趣旨の回答を得ています。

- 感染症の元での避難バスについて：確保は大きな課題だ。
- 汚染検査場所について：人員の問題もあり、「分散検査」はできない。
- 避難所について：密を避けるためには、現在の数だけでは当然足りない。災害協定を締結しているホテルや、指定避難所以外の避難所など、すべてを避難所として開放しなければ収容しきれないが、具体的計画はできていない。
- 検温について：避難者が多い場合は避難優先のためできないだろう。
- 老朽原発再稼働について：容認できないと繰り返し関電に伝えている。エネルギーもひっ迫しておらず、あえて動かす理由は見当たらない。
- 事前了解の権限を含む安全協定について：改定は進んでおらず、今後の課題。
- 高浜3・4号の異物問題：異物が海に流れたとは考えにくく、異物不明のまま4号を稼働させたことは問題。3号について、異物は必ず見つけるよう、関電に会うたびに求めている。

これらの事を踏まえて、要望と質問にご回答いただけるよう、お願いいたします。

質問事項

[1] 感染症対策と原発事故時の避難について

1. 「福井エリア地域原子力防災協議会」での議論について

7月30日に、内閣府、京都府、福井県、滋賀県等が参加する「第4回福井エリア地域原子力防災協議会」が開かれました。そこでは、高浜・大飯原発の同時発災と、感染症対策を盛り込んだ「大飯地域の緊急時対応（改訂版）」が策定されました。

- (1) この「緊急時対応（改訂版）」の策定に向けた会議の回数と、議論の中で特に問題になった点は何ですか？

2. 「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置」について

今回初めて、避難計画の中に感染症対策が盛り込まれました。「大飯地域の緊急時対応（改訂版）」の96頁〔別紙資料〕では「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置」が示されています。この内容に沿って質問します。

(1) 屋内退避時の換気について

- (a) 「自宅等でも被ばくを避けることを優先にして換気は原則行わない」となっています。換気しないことは感染症対策に反するのではないのでしょうか？
- (b) 避難所で屋内退避する場合も、換気は行わないのでしょうか？

(2) 重症者について

- (a) 人工呼吸器やECMOを装着した重症者が避難できるのでしょうか？ 避難手段はどうするのでしょうか？ 具体的に示してください。
- (b) 避難先として「感染症指定医療機関で治療」となっています。府内避難と広域避難先のそれぞれで、指定医療機関は決まっているのでしょうか？ 避難先の医療機関との間で合意はできているのでしょうか？ できていなければ、いつまでにかできるかを示してください。

(3) 感染者（軽症者等）とそれ以外の者について

- (a) 一時集合場所について：「密集を避け、極力分散して集合」となっています。
一時集合場所の多くは、公民館などの小さな施設です。具体的にどのように密集を避けるのでしょうか？
- (b) 避難手段について：「バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難」となっています。8月27日の福井県の防災訓練では、30名の避難者に対して、バスは4台必要でした（濃厚接触者用1台、感染の疑いのある者用1台、一般住民用2台）。
「分散避難」のバスや福祉車両は確保できているのでしょうか？ バスと福祉車両は何台増やすのでしょうか？ まだ確保していない場合は、いつまでに確保されますか？
- (c) 避難所について：「感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける」となっています。濃厚接触者か熱等のある感染の疑いのある住民に対しても、別室等が必要です。
(ア) 別施設の避難所は確保できているのでしょうか？ それはどこですか？
(イ) 軽症者等の場合、通常はホテル等の施設で隔離することが基本となっています。食事の提供等も感染者と職員の接触が極力ないように実施されています。避難先の体育館等で「個室」に避難した場合に、これらに対応する体制は確保できるのでしょうか？
- (d) 避難先で避難後に感染する避難者をどのようにして「速やかに検知するのですか？ 具体的に計画を示してください。また避難計画に携わる府の職員は何名増えるのですか？

(4) スクリーニング検査（避難退域時検査）について

「密集を避け、極力分散して検査」となっており、例として「検査場所等の中で分けて検査する」と書かれています。

「分散検査」とは具体的にどのように実施するのでしょうか？ 検査する職員を増やす等、多くの労力が必要になりますが、実施できるのでしょうか？

(5) 安定ヨウ素剤の配布について

UPZ住民への安定ヨウ素剤の配布は、これまで通り一時集合場所での配布になっています。一時集合場所では検温等も実施されることになり、一層時間と手間がかかります。そのため、安定ヨウ素剤は事前配布にするべきではないでしょうか？

(6) 感染症対策と原発事故時の避難は両立しないことについて

以上のように、感染症対策と原発事故時の避難は両立しません。府内のUPZ避難者は12万8千900人にもおよびます。

特にPCR検査数が少ない日本では、感染者の把握は基本的に発症しなければ分からない状況です。大勢の人々が避難所に集まれば、無症状感染者から高齢者や基礎疾患のある人に感染を拡大し、重篤な患者が発生することは容易に想像できます。とりわけ避難者が多い原発事故の避難では、「3密を避ける」こと等の感染防止対策とは両立しません。

- (a) 現在のような新型コロナウイルス感染症流行時は原発の運転を止めるべきではないでしょうか？ 関電にそのことを伝え、実施させるべきではないでしょうか？
- (b) 府が上記の行動をとらない場合、その理由を具体的に述べてください。

(7) 8月27日の福井県の原子力防災訓練は、「感染症が発生している中、若狭湾沖で震度6弱の地震が発生し、大飯3号と高浜4号で同時に事故が起こり、全面緊急事態に至る」想定での訓練でしたが、住民参加はわずか50名、敦賀市の避難所まで移動したのは約30名のみ、原子力防災訓練と言いながら、ほとんどが感染症対策の訓練でした。そして感染症対策の訓練であったにも関わらず、密は避けられず、UPZや要援護者の避難訓練はないなど、具体性に欠けていました。

府は「感染症が発生している中での防災訓練」を行うのでしょうか？ その場合、時期と訓練の内容をお示してください。

[2] 老朽原発（美浜3号、高浜1・2号）の再稼働について

関電は、老朽原発の美浜3号と高浜1号を、福井県と立地自治体だけの事前了解を得て再稼働する予定です。美浜3号を来年1月に、高浜1号を来年3月に再稼働する工程を規制委員会に提出しました。

▼しかし、老朽した原発では、圧力容器の脆性破壊の問題や電気ケーブルの劣化等、老朽化に伴い安全性に大きな問題があります。

▼さらに、基準地震動も過小評価のままです。大阪地裁で国相手に争っている大飯原発3・4号機運転差止裁判では、裁判長が、地震規模の「ばらつき」（標準偏差）を考慮するように国に求めました。

原 発	現行の基準地震動 (単位：ガル)	「ばらつき」を考慮 (1標準偏差の場合)	「ばらつき」を考慮 (2標準偏差の場合)
大飯3・4号	856	1,150	1,540
高浜1～4号	700	938	1,257
美浜3号	993	1,330	1,780

これは原告住民がかねてから求めていたものです。12月4日には判決が出ます。

国の審査ガイド（基準地震動及び耐震設計方針にかかる審査ガイド）では、地震規模を経験式（入倉・三宅式）で求める場合、経験式は平均値であるため、データの「ばらつき」を考慮するよう規定されています（ガイドI.3.2.3(2)）。他方で、活断層の長さやアスペリティの位置等については「不確かさ」を考慮するよう規定されています（ガイドI.3.3.3）。

この両方を考慮すれば、基準地震動は図のように、国が認めた基準地震動を大幅に上回ってしまい、原発の耐震安全性は保たれません。国は、両方を考慮する必要はないと主張し、これまで否定していた「ばらつき」だけを考慮した試算を出してきました。大飯原発の例では、基準地震動856ガルに対して、812ガルにしかならないため、問題はないと主張しています。両方を考慮すべきとする、自らが定めたガイドを踏みにじる姿勢は許されません。

▼高浜原発1号の再稼働予定は来年3月です。美浜3号の再稼働予定は来年1月で、老朽原発の中では最初に再稼働が狙われています。

- (1) 安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対するべきではないでしょうか？
- (2) 福井県の原子力安全専門委員会は、老朽原発の再稼働にあたって、2～3か月程度かけて議論すると報じられています。京都府としては、どのような方策を考えられていますか？
- (3) 現行の立地自治体最優先の安全協定の枠組みにとどまるのではなく、UPZ自治体として、住民の安全を守るために、なんとしても高浜1号をはじめとする老朽原発の再稼働を止めるために、知恵を絞るべきではないでしょうか？ 周辺自治体との連携等を検討しています

か？

[3] 大飯原発3号の亀裂が入った配管について

大飯3号では、定期検査で一次系配管に4.6mmもの深さの傷が入っていることが明らかになりました。規制庁と関電の間で公開会合がこれまで4回開かれています。関電は、当初は12ヶ月運転しても傷は技術基準ぎりぎりの8.2mmに収まるため、傷の入った配管のまま運転再開したいと表明していました。その後10月2日の4回目公開会合で関電は、14ヶ月運転後の配管厚みは8.2mmだと評価しています。他方、規制庁が依頼した日本原子力研究開発機構等による傷の進展速度試算では、配管内表面の硬さを考慮すれば12ヶ月運転で傷の深さは8.1mmになっています^{*1}。国の規則^{*2}では、13ヶ月運転を想定して技術基準に適合するかを判定することになっています。

これらから、配管を取替えずに運転すれば、技術基準を満たさないことは明らかで、運転中に配管が破断すれば、大事故に至る可能性があります。

- (1) 京都府としては原発の運転は技術基準を守るように運転されるべきだと思いますか？
- (2) 基準が守られない運転再開には反対すべきではないでしょうか？

(※1) 日本原子力研究開発機構等の試算 7頁(関電の数値を使った場合)

<https://www.nsr.go.jp/data/000329687.pdf>

14.0mm(配管厚み) - 5.9mm(12ヶ月運転後の傷の深さ) = 8.1mm

技術基準で求められている配管厚みは8.2mm

(※2) 実用炉規則(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則)

55条の判定期間について、同56条2項では「定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする」と定められている。また、同条4項では「第二項の一定の期間は、十三日以上としなければならない」と規定されている。

[4] 高浜原発3号の「異物」調査について

2月18日に公表された高浜3号の蒸気発生器細管損傷事故は、原因とされる「異物」が未だ見つかっていません。

9月7日に関電は「原因と対策」を出しましたが、全ての「異物」を特定し、発生源・混入経路を明らかにせず運転再開するのは許されません。

- (1) 高浜3号の今回の損傷事故に関し、9月7日付「原因と対策」等について、関電から京都府への報告の内容を教えてください。
- (2) 今回、有意な損傷の確認されていないA-SGに擦れ跡のある「異物」が見つかりました。この擦れ跡がどこでどのようにして付いたのか、具体的に明らかにすべきではないでしょうか？ また、A-SG、C-SGで見つかった「異物」の発生源を特定すべきではないでしょうか？

- (3) 関電は、B-SG、C-SG細管を損傷させた「異物」は海に排出されたことを示唆しています。しかし、その根拠を何ら具体的に示していません。京都府は、昨年の高浜4号の細管損傷事故について、関電が推測で「異物」は海に排出されたとし、原因究明を終わらせたことを強く問題視されています。今回の3号について、海に排出されたという十分な根拠が示されない限り、「異物」はプラント内に留まっているものとして、プラント内の調査を継続し、全ての「異物」を特定すべきではないでしょうか？
- (4) これまで通り、原因がまともに究明されない限り、高浜3号を動かすべきでないとの立場に変わりないですか？ 運転中の大飯4号も止めるべきではないですか？ また、高浜4号は昨年の損傷事故の原因究明をやり直すべきではないでしょうか？

2020年10月13日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会／避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先団体：

グリーン・アクション（京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel:075-701-7223）